

物品売買契約書（案）

- | | | | |
|------------------------|-----------------|--|---|
| 1. 物 件 名 | 小中学校理科教育振興備品購入 | | |
| 2. 数 量 | 別紙「仕様書」のとおり | | |
| 3. 契約金額 | ¥ | | — |
| (うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額) | ¥ | | — |
| 4. 納入期限 | 令和 9 年 2 月 26 日 | | |
| 5. 納入場所 | 別紙「仕様書」のとおり | | |

上記の物品売買について、甲と乙は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地
商号又は名称 久米島町
氏 名 久米島町長 桃原 秀雄

乙 住 所
商号又は名称
氏 名

(総則)

- 第1条 発注者と受注者とは、表記記載の物品の調達契約に関して、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面その他の関係図書（別に発注者が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の契約の期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を調達するため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者及び受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の履行)

- 第2条 乙は、表記の契約金額をもって、表記の履行期限までに、表記の物件を、表記の数量について、表記の履行場所において、甲に引き渡さなければならない。

(検査の実施)

- 第3条 乙は、この契約による物件の引渡しを行おうとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 乙は、第2項に規定する検査に合格しないときは、直ちに当該物件を引き取ったうえ、補修し、若しくは改造し、又は代替品を引き渡して、甲の検査を受けなければならない。この場合において、これに要した実用は、乙の負担とする。
- 5 前各項の規定による措置に必要な日数は、この契約の履行期限に影響しない。
- 6 前各項の規定は、第4項の規定により改めて義務を履行する場合について準用する。

(契約金額の減額)

第4条 甲は、前条第2項（同条第6項の規定において準用する場合を含む。）の規定による検査を行った結果、軽微な瑕疵があった場合において、使用等に支障がないと認めるときは、これを不合格とせず、契約金額から相当額を減額のうえ、引渡しを受けることができる。

(履行期限の延長)

第5条 乙は、災害その他やむを得ない理由によって、履行期限までに物件の引渡しができないときは、理由を明記した文書により、期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、前項の申出を相当と認めたときは、これを承認し、新たな履行期限を設定するものとする。

3 第1項の申出は、理由となるべき事象が発生した日から7日以内にしなければならない。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(違約金等)

第6条 乙は、自己の責めに基づく理由により履行期限までに物件の引渡しをしなかったときは、違約金として、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。ただし、履行期限までに、既に一部の物件の引渡しがあったときは、その部分に相当する金額を控除して算出した金額とする。

2 前項の日数の計算に当たっては、第3条第2項の規定による検査に要した日数は、算入しない。

3 第4条の規定により採用した物件に係る違約金の計算は、同条の規定により減額された後の金額によるものとする。

(損害の負担)

第7条 当該契約に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

(引渡し後の補償)

第8条 乙は、物件の引渡しがあった後1年以内に、当該物件に破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、災害その他自己の責めに基づかない理由によるものを除くほか、甲が指定する期限までに、取替え、補修その他必要な処置を講じなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反したときは、乙の費用負担において前項の措置を第三者に講じさせることができる。

(瑕疵担保責任)

第9条 乙は、物件の引渡しの中から別添の仕様書に別段の定めがない限り2年間、当該物件の瑕疵について民法第570条において準用する同法第566条第1項に規定する担保の責任を負う。

2 乙が前項の義務を履行しない場合において、甲が当該義務を第三者に履行させたときは、乙は当該履行に要する費用を負担しなければならない。

(契約の解除)

第10条 乙が次の各号の一に該当するときは、甲は、契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までに物件を引き渡す見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がないのに物件を引き渡さないとき。
- (3) 契約の締結又は物件の引渡しに当たり、不正の行為があったとき。
- (4) 物件の引渡しに当たり、正当な理由がなく甲の指示に従わなかったとき。
- (5) 物件の引渡しまでに成年被後見人、被補佐人、被補助人又は破産者になったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。

3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の物件の引渡しがあったときは、その部分について検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しに係る部分に相当する額を支払うことができる。

第11条 甲は、前条第1項各号に掲げる場合のほか、物件の引渡しが行われるまでに、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(義務の履行の委託の禁止等)

第12条 乙は、甲の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(契約金額の支払)

第13条 甲は、物件の引渡しを受けた後、乙からの適法な支払請求書を受領したときは、30日以内に乙に当該請求金額を支払わなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(物件の調達等に関する禁止事項)

第14条 乙は、この契約に係る競争入札に参加した他の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（乙の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。ただし、乙が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達そ

の他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部の提供を受ける必要があるため、あらかじめ文書による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(紛争の解決)

第15条 この契約に関し、甲乙間に紛争を生じたときは、甲及び乙は、協義のうえ第三者を調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、甲乙それぞれが負担する。

(補則)

第16条 この契約書に定めのない事項については、久米島町契約規則及び関係法令によるほか、甲乙協議して定める。